

運営に関する基準

1 福祉用具販売計画

基準

（前略）福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、（中略）福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

【基準条例第 274 条第 1 項】

事例

- ✓ 特定福祉用具販売計画が作成されていないものがあった。
- ✓ 福祉用具貸与計画を作成している利用者に対し、特定福祉用具販売も行ったが、福祉用具貸与計画に特定福祉用具販売計画の内容の記載がなかった。

指導・ポイント

- 特定福祉用具販売計画の作成は必須であることから早急に作成し、利用者の同意を得るとともに、利用者に対して当該計画を交付すること。
- 指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体の特定福祉用具販売計画を作成すること。

2 秘密保持等

基準

指定福祉用具販売事業者は、当該指定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

【基準条例第 276 条（第 35 条第 2 項の準用）】

（前略）従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

【基準省令解釈通知第 3 の十二の 3 (21)②】

事例

- ✓ 従業者でなくなった後の必要な措置を講じていなかった。

指導・ポイント

- 従業者が在職中はもとより従業者でなくなった後においても、正当な理由なくこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくこと。

3 勤務体制の確保等

基準

指定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具販売を提供することができるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

【基準条例第 276 条（第 108 条第 1 項）】

（前略）指定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(6)②イ】

事例

- ✓ 勤務表を作成しておらず、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていなかった。

指導・ポイント

- 勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることにより勤務の体制を定めておくこと。

4 掲示

基準

指定福祉用具販売事業者は、指定福祉用具販売事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 276 条（第 261 条第 1 項の準用）】

事例

- ✓ 事業所の見やすい場所に掲示していなかった。

指導・ポイント

- 事業所の見やすい場所に掲示すること。